

# 松木飯塚 税務情報

NO. 46

平成28年マイナンバー制度始動  
税務申告の記載はいつから？  
金融機関への提供は？

松木飯塚税理士法人 代表税理士松木慎一郎・飯塚美幸  
〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目3番10号 元赤坂レジデンス1910号  
TEL. 03 (5413) 6511(代) FAX. 03 (5413) 6512  
E-MAIL info@mi-cpta.com URL http://www.mi-cpta.com

平成28年3月28日に国会成立しスタートした平成28年度改正税法は、財産債務調書制度に代表されるように、既にスタートしたマイナンバー制度の成熟を前提としています。

マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）は、住民登録された全国民に1人1つ附番して、散在する個人情報同一人の情報として集約し管理することで社会保障（年金以外）、税、災害対策の目的限定で利用する法律です。

平成25年5月公布、平成27年9月法改正、平成27年10月施行、番号通知カード発送開始、平成28年1月1日から利用開始しました。法人は13桁で公表、個人は12桁で情報保護対象です。

## ■ 税分野のマイナンバー利用開始スタート

税の分野では、次の税務申告手続から、マイナンバー記載が始まります。税理士等代理人や金融機関等は、個人番号関係事務実施者として個人番号提供を求めることがあります。

個人番号を記載して申告する最初の時期は次のとおり、提供義務があるのもその時期です。

- |                                |                   |
|--------------------------------|-------------------|
| 1. 償却資産に係る固定資産税の申告義務のある個人      | 平成28年2月1日期限       |
| 2. 不動産の取得に係る不動産取得税の申告          | 最初の不動産取得税申告時期     |
| 3. 給与の支払を受ける個人                 |                   |
| (1) 年途中で退職する給与所得者              | 退職の日              |
| (2) 年末調整を受ける給与所得者              | 平成28年分扶養控除申告書の提出日 |
| 4. 年の途中で出国や死亡した人の所得税準確定申告をする個人 | 出国日               |
| 5. 報酬・賃料（使用料等）・配当等の支払を受ける個人    | 平成29年1月31日期限      |
| 6. 平成28年分所得税確定申告をする個人          | 平成29年3月15日期限      |

## ■ 金融分野のマイナンバー利用開始スタート

金融分野では、新規口座客には平成28年1月以後、既存客には順次、番号提供を求めることとしていますが、平成30年までは本人同意のうえでの任意とされています。

銀行預金のうち普通預金・定期預金等は、対象外です。

- |             |  |
|-------------|--|
| 1. 銀行・信用金庫等 | 投資信託・公共債等証券取引全般、マル優・マル特・財形貯蓄（年金・住宅）、外国送金（支払・受取）等、信託取引（金銭信託等） |
| 2. 証券会社     | 証券取引全般   |

## ■ 個人マイナンバーを提供しない場合、そしてマイナンバー制度が本当に目指すものは次号に

個人不動産オーナーが所有資産を法人に賃貸している場合は、支払調書の作成に必要なだからと、貸借法人から個人番号の記載とパスポートや免許証等の本人確認書類を求められます。講演や原稿報酬も同様です。それが嫌で、法人化を選択するケースも出てきました。

しかし、現行法で、上記税務や金融機関対応で個人番号の提供をしないとどうなるのでしょうか。

税務では、個人番号記載のない申告書も受け付けることとされています。また、金融機関等の個人番号関係事務実施者は、番号提供がない場合、個人番号記載が法律の義務であることを伝え、それでも提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存して事業者の義務違反でないことを明確にしておくこととされ、それを理由に口座閉鎖する等はできません。

マイナンバー制度導入をビジネスチャンスとばかりに番号提供をさせ、「囲い込み」を図る事業者もあるようですから、マイナンバーは慎重に管理し、気を付けましょう。